

◇利用にあたって

■ 調査の概要

1. 調査の目的

2013年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査期日

平成25年11月1日現在（流通加工調査については、平成26年1月1日現在）
本調査は、5年ごとに実施している。

3. 調査の対象

漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

4. 用語の解説

・ 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

・ 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。
大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。
上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

・ 主とする漁業種類

過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。

・ 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

■ 利用上の注意

1. この統計表の数値は、農林水産省が公表している西条市分の一部です。

2. 統計表中の記号は次のとおりです。

「－」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの